

三番加藤謹之助君及び四番高水惣八君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(小林菊三君) 事務局長をして選挙の結果を報告いたさせます。

○議会事務局長(古谷徳男君) 報告いたします。

投票総数 二十四票

有効投票 二十四票

無効投票 なし

有効投票中

村尾栄次議員 二十二票

原 敏子議員 二票

以上。

○議長(小林菊三君) ただいま局長から報告申し上げましたとおりであります。この選

挙の法定得票数は大票であり、村尾栄次君が副議長に当選されました。

よって会議規則第三十一条第二項の規定により、本席から告知いたします。

○議長(小林菊三君) 議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長(小林菊三君) 副議長 村尾栄次君からごあいさつをお願いします。

(副議長 村尾栄次君登壇)

○副議長(村尾栄次君) 一言就任のあいさつをいたさせていただきます。

今回、自分の名前を書いたことのない方々に党派を超えて、多数の方々に投票していただいたことを、心からお礼申し上げます。

一年、私もいろいろと議員名簿によりますと真ん中でございます。後ろにおります小林議長もちょうど同じくらいの年ごろでございます。すべてにわたって公平無私、中道の道をもって、この道に当たりたいと思っております。

どうぞ、期間中、皆様方の甚大なる御援助をお願い申し上げまして、副議長として就任のあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございます。(拍手)

○議長(小林菊三君) 以上で副議長の選挙を終わります。

○議長(小林菊三君) 暫時休憩いたします。

午前十時五十二分

休憩

午後四時二分

開議

○議長(小林菊三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第七 常任委員会委員の選任を行います。

委員の選任については、委員会条例第五条第一項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。委員の構成について、事務局長をして発表をいただきます。

○議会事務局長(古谷徳男君)

総務委員会から順を追って発表いたします。

順序は不同でございます。それと敬称は省略させていただきますので、御了承のほどをお願いいたします。

総務委員会

末次性男

鈴木藤次郎

田村市郎

石川慶一郎

仲村清信

指田保雄

小野沢久

松山 清

建設委員会

村野武男

岩田 博

小堺仁七

高水惣八

村尾栄次

加藤謹之助

東田正治

遠藤洋一

厚生委員会

塩野鉄之助

貫井喜代次

小林菊三

森田治男

東浦春浪

宮沢良一

関 米吉

原 敏子

以上でございます。

○議長(小林菊三君)

お諮りいたします。

ただいま事務局長より発表いたしましたとおり、委員として指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

御異議なしと認めます。

よってただいま指名した諸君を、そ

れぞれの常任委員会委員に決定いたしました。

○議長(小林菊三君)

日程第八 一部事務組合議会議員の選挙を行います。

福生市が関係する一部事務組合は六組合であります。関係組合理約の定めるところにより、それぞれ選挙することになっておりますが、選挙の方法は指

常任委員の
選任

一部事務組合
議会議員

名推せんとし、議長において指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推せんとし、議長において指名することに決定いたしました。

各組合議会議員については、事務局長をして発表いたします。

○議会事務局長(古谷徳男君) 発表いたします。

順序不同の件と、敬称の省略の件は、これから以後発表もございしますので、合わせて省略させていただきました。と思いますので、御了承願います。

福生伝染病院組合議会議員

田村市郎 指田保雄 松山 清

狭山火葬場組合議会議員

村尾栄次 東浦春浪 原 敏子

青梅・羽村・福生地区都市下水路組合議会議員

小林菊三 村野武男 東田正治

西多摩衛生組合議会議員

小林菊三 宮沢良一 貫井喜代次

東京都市収益事業組合議会議員

岩田 博 塩野鉄之助

西多摩農業共済事務組合議会議員

村尾栄次 高水惣八

以上です。

○議長(小林菊三君) ただいま局長が発表した諸君を、それぞれの組合議会議員として指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した諸君を、それぞれの組合議会議員の当選人とするに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって指名した諸君が、それぞれ

の組合議会議員に当選されました。

当選された各組合議会議員に対し、会議規則第三十一条第二項の規定により

本席より当選の告知をいたします。

○議長(小林菊三君) この際、福生市議会運営委員会の設置に関する動議及び特別委員会の設置に関する動議の二件を追加日程とし、先議することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって本二件は日程に追加し、先議することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 追加日程第一福生市議会運営委員会の設置に関する動議を議題といたします。

本件について、提出者から発言を願います。

(二十四番塩野鉄之助君登壇)

○二十四番(塩野鉄之助君) ただいま御指名がございましたので、簡単に発言いたします。

すでにお手元に御配付されております要綱に基づきまして議会運営委員会を設置して、より一層能率的な議会の運営を図ろうということで、本動議を提出した次第であります。

ようしく議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、発言にかえさせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で発言は終わりました。

お諮りいたします。

本件は動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって別紙要綱のとおり、福生市議会運営委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました福生市議会運営委員会委員の選任については、議長において

関 米吉君 宮沢良一君 松山 清君 貫井喜代次君

小堺仁七君 塩野鉄之助君 村野武男君 鈴木藤次郎君
以上八名を、委員として指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。 よってただいま指名した諸君を、
福生市議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 追加日程第二特別委員会の設置に関する動議を議題とい
たします。

本件について、提出者から発言を願います。

(二十一番末次性男君登壇)

○二十一番(末次性男君) 御指名がありましたので、発言させていただきます。
御承知のとおり、本基地問題につきましては、当市にとって、行政上切り離すこと
のできない大きな問題であり、又、市民にとってもきわめて重要な問題でありますので、
われわれ議会としても臨機に即応し、積極的に対処するため、この際、本特別
委員会を設置願いたく、動議を提出する次第であります。

よろしく御理解を賜り、御決定くださるようお願いいたしまして、発言を終わ
ります。

○議長(小林菊三君) 以上で発言は終わりました。

お諮りいたします。

本件は動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。 よって横田基地対策特別委員会
を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました横田基地対策特別委員会委員の選任については、委
員会条例第五条第一項の規定により、議長において、

末次性男君	小堺仁七君	森田治男君	塩野鉄之助君
岩田 博君	田村市郎君	小林菊三君	村尾栄次君
東田正治君	関 米吉君		

以上十名を指名することに御異議ありませんか。

特別委設置
各種委員
の推せん
目次
議長
選挙
議長
設置
助議

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

御異議がありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した諸君を、横田基地対策特別委員会の委員に指名することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小林菊三君)

起立多数であります。よってただいま指名した諸君を横田

基地対策特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(小林菊三君)

この際、市長から推せん方依頼のあった各種委員会委員等の委員及び関係規約等により、その就任の決定した委員について、事務局長をして報告いたさせます。

○議会議務局長(古谷徳男君)

報告いたします。

依頼のあった各関係の委員会なり、協議会なりの名称と、後はそれに関係する議員の名前を、敬称省略の上、逐次報告いたします。

民生委員推せん会

関 米吉

福生市都市計画審議会

小林菊三

村野武男

東田正治

岩田 博

小堀仁七

高水惣八

村尾栄次

加藤謹之助

遠藤洋一

福生市国民健康保険運営協議会

関 米吉

宮沢良一

本林田治男

福生市駐留軍関係離職者等対策協議会

関 米吉

小林菊三

福生市青少年問題協議会

末次性男

石川慶一郎

指田保雄

小野沢久

福生市農地課税審議会

村尾栄次

福生市特別土地保有税審議会

貫井喜代次

福生市育英資金運営審議会

小林菊三 鈴木藤次郎

福生市表彰審査委員会

小林菊三 村尾栄次 鈴木藤次郎

関 米吉 村野武男

福生市交通安全対策協議会

小林菊三 関 米吉

福生市歩行者天国連絡協議会

加藤謹之助 村野武男

福生市ゴミ減量推進協議会

小林菊三 村尾栄次 関 米吉 東浦春浪

塩野鉄之助 原 敏子

福生市社会福祉協議会

関 米吉

青梅線福生駅橋上駅建設促進期成会

小林菊三 村尾栄次 田村市郎 加藤謹之助

塩野鉄之助 森田治男

福生警察署管内防犯協会

小林菊三 関 米吉

立川・横田基地対策協議会

小林菊三 末次性男

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

小林菊三 村野武男 東田正治 小堀仁七

多摩川上流流域下水道促進協議会

小林菊三 村野武男

大多摩観光連盟

小林菊三

青梅線五日市線八高線改善期成同盟会

小林菊三

八高線電車化促進期成同盟会

小林菊三

三鷹・立川間立体化複々線促進協議会

小林菊三

鈴木藤次郎

多摩地区離職対策連絡協議会

関 米吉

東京都三多摩地区消防運営協議会

小林菊三

以上でございます。

○議長(小林菊三君) ただいま事務局長が報告いたしましたとおり、それぞれ委員として就任が決まりました。

○議長(小林菊三君)

この際、日程第九及び日程第十の二案を一括して上程いたします。  
日程第九 報告第一号 専決処分承認を求めることについて(福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)

日程第十 報告第二号 専決処分の承認を求めることについて(福生市都市計画税条例の一部を改正する条例)

以上二案を一括して議題といたします。

本二案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 浅見裕康君 登壇)

○企画財政部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました報告第一号並びに第二号につきまして、御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、五十四年三月三十一日付をもって法律第十二号として公布施行されております。これに基づきまして、本条例を改正いたしましたものでござります。

まず、二つの条例の専決処分の理由といたしましては、改選前の全員協議会におきまして、すでに御説明申し上げましたとおり、本年度は固定資産の評価加えの年に当たるわけでござります。したがって、関連の事務手続、これらが急施を要しました関係、かつまた、議会を招集するいとまがないと認めまして、地方税法の改正に準拠いたしましたして、専決処分をいたしました次第でござります。

それでは、改正条例につきまして、条文に従って御説明を申し上げたいと思ひます。

まず、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例でございますが、第二十四条、この関係の改正は、個人の市民税において、均等割りを課さないという所得基準額を一万円引き上げまして、十七万円から十八万円に改めようとするものでございます。

次に、第七十一条関係でございますが、この改正は軽自動車税の税率の改正でございます。平均一〇％の引き上げを行おうとするものでございます。第七十一条第一号と書いてありますが、第一号は原動機つき自転車、第二号は軽自動車及び小型特殊自動車、第三号は二輪の小型自動車にかかる税率を、それぞれ本改正案記載のとりの金額に改めようとするものでございます。

第七十八条の第一項の改正でございますが、これは、同項に新たに第二号を新設いたしましたための改正でございます。その自動車の構造がもっぱら身体障害者等の利用に供するための軽自動車等と、これについても減免対象を新たにしようというものでございまして、第一号につきましては、現行規定とりの内容でございます。

第七十八条第二項及び第三項の改正でございますが、これはただいま申しましたように、第一項に第二号が新たに追加されたということに伴いまして、条文の整正理を行うということ、それから新たに第三項を追加して、第一項の第二号の規定の適用を受けようとするそれらの方々に對しまして、その減免の申請手続を規定したものでございます。

次の附則第十二条中云々と書いてございしますが、これの改正は、地方税法の改正に伴う引用条文の整理をいたそうということでございします。

附則第十三条から第十五条、これの関係につきましては、昭和五十四年度が固定資産の評価かえに当たります。したがって、これに伴って評価額そのものが非常に上昇するということで、そのまま課税いたしますと、急激な税負担となるわけでございます。したがしまして、その軽減を図るために、前回評価かえのございました昭和五十一年と同様に、同じような措置をとろうということのための改正でございます。なお、附則第十五条は農地に対する固定資産税の特例を規定したものでございしますが、農地の上昇率そのものが宅地に比較しまして非常に小さい、かつまた対象面積が非常に大きいということもございまして、税負担をさらに軽減調整するとい

の意味で、表の中でさらに改正を行っております。

附則第十五条の四、これの改正につきましては、市街化農地にかかります固定資産税の減額をさらに三年延長するとともに、新たに当該規定の適用を受けようとするものに対します申告期限が七月三十一日となっておりますが、これを四月三十日に改め、課税事務の適正化を図ろうというものでございます。

附則第十八条の二の関係でございますが、これは特別土地保有税に関する規定でございます。その改正の趣旨といたしましては、見出しの簡素化を図ること、課税の特例の適用期限の三年延長、それから新たに第二項を追加いたしました、空港周辺整備機構、実質的には大阪空港並びに福岡空港の二ヶ所が適用になるわけでございまして、直接市には関係はございませんが、一応この空港が騒音緩和のために所有する用地ですね、それに対しましての課税の特例を設けるそれらに対する税率は、一般の特別土地保有税の三分の一にするという内容でございます。なお、本条を附則第十八条の二の二といたしまして、新たに附則第十八条の二といたしまして、一条を追加しております。

この条文も非常にわかりにくいわけでございますが、簡単に申し上げますと

法で定める特定業種の会社等が、その技術の開発、あるいは研究といったものに対しまして用地を所有、又は取得をした場合には、特別土地保有税は非課税とするという内容の規定でございます。関係の税法その他引用しておりますので、こういった改正内容に相なっております。

附則第十八条の三第一項の改正は、いわゆるみなし法人課税というような規定がございます。その選択をした場合、結果的に若干税制的に有利になるわけでございますが、この場合の課税の特例を現在規定してございます。

これをさらに適用期限を五年延長しようというものでございます。

附則第十九条は、土地の長期譲渡にかかる個人の市民税の課税の特例条項でございます。当該条項の条文整理をしようとするものでございます。

附則第十九条の二におきましては、特定市街化区域の農地、これは実質的には首都圏、中部圏、近畿圏の三圏にあります農地が対象になります。この長期譲渡に關します規定でございます。宅地供給の増収を図ること、現行の優遇税制を本文記載のとおりさらに有利にしようという形に改めようとするものでございます。又、本条を附則第十九条の三といたしまして、新しく